

金沢市地区公民館整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成17年4月1日 *※これを改修した時*

金沢市長 山 出 保

金沢市地区公民館整備事業補助金交付要綱

(趣旨) *改修のし*

第1条 この要綱は、本市における地区公民館の施設の整備を促進するため、地区公民館以外の用に供する目的で建築された建物（以下「既存建物」という。）の取得及び改修による地区公民館の施設の整備（以下「整備事業」という。）に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、整備事業の実施を目的として設立された一定の地域内の住民で構成する団体（以下「団体」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は次の表の左欄に掲げる経費とし、当該経費に係る補助金の額はそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

| | |
|--|--|
| (1) 地区公民館の用地の取得に要する経費（造成及び借上げに要する費用を除く。） | 金沢市地区公民館用地取得にかかる市費負担基準（昭和59年4月2日決裁）により算定した額 |
| (2) 既存建物の取得に要する経費（延べ床面積が470平方メートルを超える場合は、470平方メートルまでの部分に係る経費に限る。） | 対象経費の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、別表に定める補助基準により算出した額の4分の3に相当する額を超えないものとする。 |
| (3) 取得した既存建物の改修の工事に要する経費（延べ床面積が470平方メートルを超える場合は、470平方メートルまでの部分に係る経費に限る。） | 対象経費の4分の3に相当する額以内の額とする。ただし、対象経費は、既存建物の改修後の延べ床面積に別表に定める建設基準単価を乗じて得た額を超えないものとする。 |

| | |
|--|--|
| <p>(4) 取得した既存建物の改修に伴う設計に係る経費（床面積が470平方メートルを超える場合は、470平方メートルまでの部分に係る経費に限る。）</p> | <p>対象経費の4分の3に相当する額以内の額とする。</p> |
| <p>(5) 整備事業に伴う備品の購入に要する経費</p> | <p>対象経費の4分の3に相当する額以内の額とし、その対象経費は、7,000,000円を超えないものとする。</p> |

2 前項の場合において、当該補助金の合計額に100,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 既存建物の取得に要する経費と取得した既存建物の改修の工事に要する経費の合算額を既存建物の改修後の延べ床面積で除した額が、別表に定める建築基準単価を超えるとときは、第1項の規定にかかわらず、同項の表第2号及び第3号に規定する補助金の額の合算額は、当該既存建物の改修後の延べ床面積（床面積が470平方メートルを超える場合は、470平方メートルまでの部分に係る経費に限る。）に別表に定める建築基準単価を乗じて得た額の4分の3に相当する額以内の額とする。

(適用除外期間)

第4条 本市から整備事業に対する補助金の交付を受けた団体は、第2条の規定にかかわらず、当該補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）の属する年度から、交付日から15年を経過した日の属する年度まで、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日以後に整備事業を実施する団体について適用する。